平成２２年（フ）第４５２号
沖縄県豊見城市字高嶺446番地47　豊見城団地市改良住宅Ｄ―306号
債務者　徳元キク子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９５号
富山市大町188番地28、前住所富山市八川113番地
債務者　船崎　隆則
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１１号
富山県滑川市中野島1938番地８
債務者　東　　和江
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７０号
千葉県柏市松ケ崎1170番地122
債務者　桑原　秀行
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７７８号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目34番地の15
債務者　尾崎　孝治
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７７９号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺14番51―206号
債務者　宮本　周一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７８０号
千葉県柏市中新宿２丁目３番18号
債務者　小形かほる
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９９号
千葉県野田市尾崎211番地の２　コーポ川間201号
債務者　冨田　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８２１号
千葉県野田市東宝珠花252番地３
債務者　相河　里美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８２２号
千葉県流山市東初石２丁目233番地の５ブランシェル初石205
債務者　斎藤　まさ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０３７号
北九州市八幡西区折尾５丁目５番17―302号
債務者　若松　智美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０６７号
北九州市八幡西区筒井町14番14号
債務者　樋口晋一郎
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８６号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番17―503号
債務者　桑野七緒子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１０６号
北九州市八幡西区折尾４丁目22番５号　１―Ｃ
債務者　福田真由美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１０７号
北九州市八幡東区枝光３丁目12番４号
債務者　嶋津　郁子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１１号
北九州市小倉南区南方１丁目10番２―101号
債務者　柿崎　勝美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部